

災害時における施設使用に関する協定書

山形県職員育成センター（以下「甲」という。）と山形市（以下「乙」という。）は、山形市東沢地区の災害時における甲の管理する施設の使用について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形市東沢地区において、風水害、土砂災害その他甚大な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は災害が発生するおそれが生じ、甲の管理する施設を使用して乙が避難所を開設し、及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 山形市松波三丁目7番1号
- (2) 名称 山形県職員育成センター

(施設の使用申請)

第3条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが生じ、山形市東沢地区の区域で住民等の避難が必要となった場合において、施設の使用が防災上必要と認めるときは、甲に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、書面をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

第4条 甲は、前条の規定による申請を受けた場合において、防災上必要であり、かつ、施設の使用に防災上の支障がないと認めるときは、施設のうち体育館（山形県災害対策本部が設置されたときを除く。）及び駐車場（甲の業務に支障がない範囲に限る。）の全部又は一部について乙の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 乙は、甲から使用許可を受けた施設を避難所及び避難者の駐車場として使用することができる。

(避難所の管理運営)

第6条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 甲は、避難所の管理運営について乙に協力するものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、避難所の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(開設期間)

第8条 避難所として施設を使用することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により当該期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、7日の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

(避難所解消への協力)

第9条 乙は、甲による施設の使用を早期に再開できるよう避難所として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(避難所の終了)

第10条 乙は、避難所としての施設の使用を終了する場合は、甲に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に回復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了日の前日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(円滑な運用)

第12条 甲及び乙は、平素から各々の担当者を特定し、情報の交換を行うことにより、災害時におけるこの協定の円滑な運用を図るものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年10月20日

甲 山形市松波三丁目7番1号  
山形県職員育成センター  
所長 松田利春



乙 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市  
山形市長 佐藤孝弘

